

別記様式第1号ー1（その3）

年 月 日

栃木県教育委員会

様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書（家計急変）

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金（公立）の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒 TEL ()	ふりがな 申請者氏名 (保護者)	
高校生等との関係	※ 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他 ()		
申請内容の 確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい ・ 申請者に直接確認 連絡先TEL ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな			昭和 平成	年	月	日
氏名			生年月日			
在学する学校	学校の名称	※ 国立 ・ 県立 ・ 市立				
		※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 () (学年)				
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
	学校設置者の名称					
過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □		
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □		

【支給を申請する区分について】 該当するもの一つを選択してください。（該当する□にレ印を付けてください。）

	世帯区分	学校区分等	支給額（年額）
☐	② 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する世帯	通信制・専攻科	50,500円
☐	③ 道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（②を除く）	全日制・定時制	143,700円
☐	④ 道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯（②、④を除く）	専攻科	10,100円
☐	⑤	専攻科	10,100円

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

（裏面へ続く）

別記様式第1号-2 (その3)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 次の者の家計の状況の確認書類及び(記入上の注意【生計維持者の家計急変の状況について】ホに該当する場合)扶養親族申告書を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分 【または高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる高校生等が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	☐	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

(2) 次の理由により、家計の状況の確認書類を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

(3) 上記(1)により提出する者の家計急変事由等は次のとおりです。

(ふりがな) 氏 名	高校生等と 続 柄	(ふりがな) 氏 名	高校生等と 続 柄
家計急変発生日	年 月 日	家計急変発生日	年 月 日
事由		事由	

(注) 事由記入例：失職・離職・退職・倒産・廃業・生業不振・経営悪化・転職・就業条件の悪化、傷病・長期療養、災害

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	栃木県教育委員会の求めに従い、家計急変の状況の把握に協力するとともに、申請後に、年収見込額に変更があった場合は速やかに申し出ます。
--------------------------	---

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤並びに(2)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (1)①又は③又は⑤に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (1)④又は⑤に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（別記様式第7号））を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【生計維持者の家計急変の状況について】(1)①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
- ハ 【生計維持者の家計急変の状況について】(1)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(1)④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ 【生計維持者の家計急変の状況について】(1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（別記様式第7号））を添付してください。
（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を確認書類とともに添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。